

山口県官民データ活用推進計画(素案)に対して提出いただいた 意見とそれに対する県の考え方

1 意見の募集期間

令和元年12月16日(月)から令和2年1月15日(水)まで

2 意見の件数

4人 24件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 今後の施策の推進に関するもの(12件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	県、市町の保有する行政データの一層の公開が必要だと思う。その際、例えば県と県内の市町の公開データのポータルサイトを設けたり、公開項目や公開仕様を統一するなど、使い勝手の良い内容にすべきだと思う。	県のオープンデータサイトが一層分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、改善に努めてまいります。
2	オープンデータなど県民が使用可能なデータを、県民が分かりやすい形で情報公開してほしい。	
3	行政データの利活用も必要であるが、民間が保有するデータについても掲載していただきたい。オープンデータの利活用については、時代の動きが速い中、柔軟化かつ早期な対応をお願いしたい。	民間が保有するデータについても、公益性の高いデータ等については、オープンデータの取組にご理解をいただけるよう努めてまいります。また、データの利活用が進むよう、取組を進めてまいります。
4	地域間競争に勝つために情報基盤の整備に向けて早期の取り組みが必要である。特に5Gが県内企業や県民が使えるように積極的に実施していただきたい。	5Gについては、企業や市町等との連携した取組や、国に対する基地局等の早期基盤整備の要請などにより、地方における早期活用に向けて、取組を進めてまいります。
5	オンラインによる行政手続等を増やしてほしい。	新たにオンライン化に取り組む手続を検討し、オンラインで利用可能な手続の増加に努めてまいります。

6	電子申請などのサービスは、利用者にとって使い易い、分かりやすい画面構成にしてほしい。	オンラインサービスがより分かりやすく、より利用しやすいものとなるよう、手続面を含めた改善に努めてまいります。
7	電子申請を利用できたとしても、手続そのものが複雑で分かりにくいと意味がないので、添付書類をなくしたり、記入が必要な項目は最小限にするなど、手続を簡単にしてほしい。	
8	マイナンバーカード利用によるサービスを増やしてほしい。	国におけるマイナンバーカードの利活用シーンの拡大策等を踏まえながら、本県においても取組を進めてまいります。
9	「マイナンバーカードの普及促進」の記述が散見される。普及促進の際は、「マイナンバーカード(利用により収集されるデータ取り扱い)」についての利用者の不安要素についても、十分な説明実施の上での御対応宜しく御願います。	いただいたご意見については、今後、本県での取組を推進する上での参考とさせていただきます。
10	個人情報については慎重に取り扱う必要があるのではないかと。	個人情報保護に関しては第5章において適正な取扱いの確保について記載していますが、いただいたご意見については、今後、本県での取組を推進する上での参考とさせていただきます。
11	「官民データ活用推進計画」であるにもかかわらず、県行政が収集可能な「ビッグデータ」の、個人情報保護の上での活用、についての記述が無い様に思える。 上記内容の追記を御願います。	データの利活用については第4章のⅠにおいて方策を記載しています。 また、個人情報保護に関しては第5章において適正な取扱いの確保について記載しています。
12	「計画の実効性を確保するため、計画に掲げた取組推進状況や指標達成度について定期的に点検しながら分析・評価を行います。」とあるが、「どこ(県行政のどの部署)」が「どの程度の期間毎」に「どの様に点検・分析評価を行う」か、当該計画に明示願う。	いただいたご意見を踏まえ、点検、分析・評価に関して、実施部署や期間等について記載しました。

(2) 表記の方法等に関するもの(3件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	今後の取組について、スケジュール・工程を記載するなど視覚的に分かりやすくしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、施策体系の3つの柱に基づく各取組について、関連施策の工程等を含めた一覧を記載しました。
14	年代表記が元号のみ、西暦のみが混在している様に見受けられる。分かりやすくするため西暦への統一または全て双方併記を宜しく御願ひする。	いただいたご意見を踏まえ、和暦・西暦の併記としました。
15	記載語句に行政用語＝県民一般は意味がなかなか分からないであろう語句が散見される。他のパブリック・コメント/県民意見募集の資料の様に、ページ下あるいは別資料としての語句説明を作成願う。	いただいたご意見を踏まえ、用語集を作成しました。

(3) パブコメの実施方法に関するもの(9件)

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考える。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由の明示を願う。当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	本パブリック・コメントは山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については各々の計画等策定過程の中で決定しており、再度の意見募集や期間延長等は考えておりません。
17	パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひする。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	
18	前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去に送付したが何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願う。前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。	

19	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際のどの程度あったのか、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、報道機関へ記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和元年12月24日:山口新聞、中国新聞)により、広報に努めました。
20	県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
21	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	
22	意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は4名、意見数は24件寄せられたことから、広報については一定の効果があったものと考えています。
23	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	本計画は学識経験者、有識者、関係団体、市町から意見を伺い、それらの意見を踏まえて策定しています。
24	「県行政が収集可能な「ビッグデータ」の、個人情報保護の上での活用」は、個人にかかわる重要な内容となる。当計画に内容追記の場合は再度案公表・パブリックコメント/意見募集実施願う。当計画について再度のパブリックコメント/意見募集実施はしないのであれば、当該内容については別途施策/計画作成・別途パブリックコメント/意見募集実施とされる様宜しく御願います。	個人情報保護(条例)に関しては、法律による一元化を含めた規律の在り方等について、個人情報保護委員会において今後議論が進められることとされていますので、その動向にも注視しながら、取組を進めてまいります。